

「県立中高一貫校における外国語による発信力育成のためのモデル事業

（ICTを活用した英語学習ツールの導入）」業務委託仕様書

1 委託業務名 「県立中高一貫校における外国語による発信力育成のためのモデル事業（ICTを活用した英語学習ツールの導入）」業務委託

2 目的

県立千葉中学校・高等学校及び県立東葛飾中学校・高等学校において、外国語を用いて自己の考えなどを主体的に発信する生徒の育成を図ることを目的とする。

また、中学校3年生で実施する海外研修及び高校2年生で実施するオンライン国際交流を更に充実させるため、ICTを活用した英語学習ツールにより、英語4技能の練習機会を補完し、発信力の強化を図る。

さらに、英語力のアセスメント及び適切なフィードバックを活用することにより、教員の授業改善や生徒の学習改善を促進する。

3 業務委託の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

委託業務の内容は、次の（1）～（7）のとおりとし、本仕様書の内容以外に県立中高一貫校における外国語による発信力育成のためのモデル事業に向け、効果的な方策や取組があれば、積極的に提案すること。（ただし、業務委託料内で実行可能なものに限る。）

（1）英語4技能における事業実施校へのAIアプリケーションの導入

- ア 英語4技能における生成AIを活用した学習機能を含み、CEFR B2レベル以上の学習にも対応したものであること。
- イ モデル校の中学校1年生から高等学校2年生の生徒に導入すること。
- ウ 生徒が各自の端末を使用して実施できること。
- エ 各学校及び自宅で実施できること。
- オ 教室で実施する際は、各学校の教室（1教室40名を想定）において一斉に活動ができること。
- カ 必要に応じて、使用方法や運用についての事前説明会を実施すること。
- キ サービスの利用に係る推奨環境についての情報提供や接続の不具合等に対応できること。

（2）生徒の英語力を測定する4技能試験の実施

- ア 4技能試験は、CEFRに基づき生徒の英語力を測るものであること。
- イ 4技能試験は、年間1回、中学校1年生及び高等学校2年生の生徒に実施すること。
- ウ 生徒が各自の端末を使用して試験を実施できること。
- エ 各学校及び生徒の自宅を会場にして、4技能について、CEFR A2～B2レベルの測定が可能な試験を実施できること。
- オ 試験実施日に欠席した生徒が後日、受験できること。
- カ 生徒の4技能を個別に測定でき、全体の成績はCEFR基準に照合ができる

- こと。
- キ 実施テストは自治体での複数の採用実績、日本国内及び県内で一定数以上の受験者数があり、データの信頼性が高いものを提供すること。
 - ク 生徒が試験を受験するにあたり、生徒向けに紙・音声・Webなど事前及び事後指導教材を提供できること。
 - ケ 受験に係る推奨環境についての情報提供や接続の不具合等に対応できること。

(3) 生徒の英語力の分析

- ア 試験結果（生徒個人用及び学校用）を試験実施日から2か月以内に遺漏なく各学校へ送付できること。
- イ 生徒個人用の試験結果については、紙媒体で提供でき、英語4技能別ごとの得点や生徒のCEFR基準を示すことができるとともに、具体的な英語学習のアドバイスが記載されている等、生徒の英語学習の質的改善につながる工夫がなされていること。
- ウ 学校用の試験結果については、4技能ごとにデータを分析し提供すると共に、併せて効果的な指導法を具体的に提示できること。なお、学校用の試験結果を、各学校及び委託者にデータで提供できること。
- エ 受験後、結果概要をまとめた学校用及び生徒用分析結果が各校に提供され、技能別に全国の結果との比較や改善に向けたアドバイスがされていること。
- オ 試験結果を学校ごとにまとめ、学校別、県全体、AIを活用したオンライン英語学習の実施との関連等の分析結果を委託者へ提出すること。

(4) アンケートの実施と内容分析

- ア 対象校の生徒及び担当教員等にアンケートを実施し、回答の収集及び分析を行う。
- イ アンケートの内容等については、委託者と協議し、設定すること。
- ウ 回答の分析については、本事業の目的を十分満たす結果が提供できるよう、その内容に応じて適切な方法を用いて行うこと。
- エ 分析結果等については、委託者と共有すること。

(5) 報告書の作成

取組状況及び成果について、報告書（任意様式）を作成し、令和9年2月26日（金）までに委託者まで提出すること。報告書の内容は各モデル校の取組状況と成果をまとめたものとする。

(6) 情報セキュリティを確保するための措置

- ア 全ての事業全体を通して、機密の保持や個人情報の適切な取扱いの遵守を図るために必要な措置を講ずること。
- イ 事業全体を通して想定されるリスク（個人情報及び機密情報に関する破損・紛失・漏えいなど）を最小化するための方策を講ずること。
- ウ 緊急事態や不測の事態に対応するための対応マニュアルを契約締結後3週間以内に作成し、その履行に必要な体制を整備すること。
- エ 契約締結後速やかに本事業のためのセキュリティポリシーを委託者と協議の上策定し、各工程においてセキュリティポリシーの徹底を行うことにより、情報漏えい等、不具合の発生を防止すること。

オ 本事業に関する資料について、委託者が指定する時期に、適切に廃棄すること。

(7) 事業全体の管理

事業のスケジュール・進捗状況や経理状況等を適切に管理すること。また、関係機関との役割や責任を明確化し、全体のマネジメントを適切に行うこと。

- ・受託者は、契約締結時に連絡担当者を定め、委託業務実施期間中の報告・連絡・協議等は原則その者をもって対応すること。
- ・委託者が業務内容の改善を指示した場合には、業務内容の改善計画書を提出し、委託者の了承を得た上ですみやかに改善すること。

5 その他

- (1) 本調査事業の実施で知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。また、当該情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。
- (2) この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、委託者と適宜協議を行うものとする。